

認知症介護実践リーダー研修 事前提出資料

介護福祉士 実務経験確認書の書き方について

Q & A

Q1, 実務経験日数の計算の仕方を教えてください。

A1, 実務経験の起算日は「介護福祉士の資格取得日」です（資格証に記載されています）。そこから介護事業所での勤務日数（休日、休暇を除いて）計算してください。

Q2, 介護事業所に所属してから介護福祉士を取得しました。この場合は「介護職員実務期間」はどのように記載しますか？

A2, 実務経験日数を確認する目的ですので「介護福祉士の資格取得日」以降で記載してください。

Q3, 介護福祉士の資格を取得して10年以上経過していますが、現在所属している事業所での「介護職員実務期間」での「実務日数」では1,800日に足りません。どのようにすれば良いですか？

A3, 受講生ご本人が以前勤務していた事業所にお願いして「介護福祉士 実務経験確認書」を記載していただくようにお願いしてください。記入例に有ります法人記入（赤文字）の個所を記入していただくようにしてください。その際には、本人記入（緑文字）部分は事前に記入して依頼してください（「実務日数」の算定基準になるため）。

Q4, 以前所属していた法人（事業所）が休業・廃止されています。この場合どうすれば良いですか？

A4, 提出いただいた「介護福祉士 実務経験確認書」を確認する場合が有ります。その際に担当者様に確認が取れないと「実務日数」を算定しないという判断がされる可能性が有ります。休業・廃止された後を継いで現在運営されている法人にご依頼をしてください。

**Q5, 受講生本人が配置転換で法人本部に所属していた時期が有ります。
この場合はどうなりますか？**

A5, 法人本部に所属されていた期間は「介護職員実務期間」に算入しないでください。

Q6, 同じ法人内で異動があり、別事業所に移った場合、「介護福祉士 実務経験確認書」は新しくする必要が有りますか？

A6, その通りです。別事業所に異動した場合は新しくご用意ください。

Q7, 以前所属していた職員から「介護福祉士 実務経験確認書」の記載を依頼された者です。宛先は「公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会」となっていますが、そちらに送ればよいのですか？

A7, いいえ、「介護福祉士 実務経験確認書」の記載を依頼されたご本人様に返送してください。ご本人様が書類をまとめて当振興会に提出していただきます。